拠出金	

に改め、同表第二条第三項の項中

前項	算定
同項	同条
成立保険者等	成立

を

成立保険者等	成立被用者保険等保険

に改め、同表第二条第四項の項中

概算前期高齢者交付金	概算療養

を

概算前期高齢者交付金	概算療養給付費等拠出金
「同年度	「前々年度

に改める。

附則第十条の表第百四十条の項中「（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。法附則第十九条において準用する第百四十二条において同じ。）」を削り、同表第百四十一条第二項の項を削り、同表第百四十二条の項を次のように改める。

第百四十二条	、保険者
	毎年度、加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第百三十九条第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務及び同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業務
	、被用者保険等保険者
	国民健康保険法（以下「法」という。）附則第十七条第一号に掲げる業務

附則第十条の表第百四十五条第三項の項及び第百四十六条第二項の項を削り、同表第百四十六条第三項の項を次のように改める。

第百四十六条第三項	第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務
	法附則第十七条第二号に掲げる業務

附則第十条の表第百四十七条第二項の項から第百四十七条第十項の項までを削り、同表第百四十八条の項を次のように改める。

第百四十八条	前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金
	法附則第七条第一項に規定する療養給付費等交付金

附則第十条の表第百五十条の項を削り、同表第百五十一条の項中「法附則第十九条において準用する」を削り、同表第百五十二条第一項の項及び第百五十二条第二項の項を削り、同表中

第百六十項	

に、

第百六十項第一号	第百六十一条第一項、第百六十二条第一項又は第百六十三条第一項若しくは第八項の規定
第百六十項第二号	法附則第十九条において準用する第百四十二条

を

第百七条第一号	法附則第十九条において準用する第百四十一条第一項、第百四十二条第一項又は第百四十七条第一項若しくは第八項の規定
第百七条第二号	法附則第十九条において準用する第百四十二条

に改める。

附則第十三条中「及び第五条」の下に「並びに附録第一」を加え、同条の表を次のように改める。

第一条第一項	「法」という。）	「法」という。）附則第二十二条の規定により読み替えられた法
	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において「後期高齢者支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）